下水道管路施設の小規模工事を対象とした

電子入札等システム導入業務委託プロポーザル要求仕様書

令和７年４月

京都市上下水道局下水道部管理課

１　委託業務の概要

本業務委託は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）が実施する下水道管路施設の小規模工事に係る入札等（本業務委託では、当局の実施する一般競争入札を対象とするものではなく、主に、随意契約に係る見積合せを対象とするものであるが、入札手続きに類似した価格競争等の手続きが必要となることから、ここでは便宜上、以下「入札等」とする。）の効率化や透明性・公平性・競争性の向上を目的として、入札等に係る各手続きについてインターネットを介して行うことで、一連の入札等事務を電子的に行うシステムを導入するものである。

本業務委託の詳細は、本業務委託プロポーザル要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）に記載のとおりとする。

なお、本業務委託は、これまで主に紙媒体で実施してきた小規模工事に係る入札等事務を電子化することを目的に新たにシステムを導入するものであり、本市の電子入札に係る既存システムとは関連しない。

⑴　業務委託件名

下水道管路施設の小規模工事を対象とした電子入札等システム導入業務委託

⑵　納入期日

募集要項１⑶「契約期間」のとおり

⑶　サービス開始日

上記の納入期日内に、業務実施スケジュールを踏まえ、当局と協議のうえ、サービス開始日を決定する。

⑷　納入場所

京都市上下水道局が指定する場所

⑸　導入するシステムの概要

本業務委託により導入するシステムの内容は以下のとおりである。

ア　システムの基盤

本業務委託により導入するシステムは、電子入札コアシステム※を基盤にサービス提供者が開発したSaaS（Software as a Service）型クラウドサービスであり、認証局が発行する電子証明書等に対応し、発注機関と入札等参加者とをネットワーク（インターネット等）で結び、一連の入札等事務をネットワーク経由で電子的に処理できるシステムを指す。電子入札コアシステムを採用していない調達システムは対象としない。なお、電子入札コアシステムについては、当局とＪＡＣＩＣが別途契約し、受託事業者に提供する。

※　一般財団法人日本建設情報総合センター（JASIC）及び一般財団法人港湾空港総合技術センター（SCOPE）が共同開発した電子入札コアシステム

イ　対象とする工事等

本業務委託により導入するシステムが対象とする下水道管路施設の工事は、取付管新設工事、雨水ます新設工事及びこれらの修繕を行う緊急工事等である（工事の種類や件数についての詳細は、要求仕様書末尾の参考資料のとおり）。

ウ　対象とする入札等方式及び業務範囲

本業務委託により導入するシステムが対象とする入札等方式は、工事、業務（役務）及び物品等、調達案件の「随意契約」に対応したものとする。ただし、概要冒頭に記載したとおり、入札手続きに類似した価格競争等の手続きが必要となることから、これに相当する機能を有するものとし、システムにおいて利用する案件区別は、当局と受託事業者が協議のうえ、導入時に選択するものとする。

エ　導入するシステム及びサービスの構成

本業務委託により導入する「基本システム」が有する主な機能・サービスは、発注機関が工事及び物品等の調達案件をシステムに登録することで、入札等参加者に調達案件を周知し、入札・開札をシステム上で効率的に透明性・公平性・競争性を確保して実施・公表するとともに、開札結果を入札等参加者に周知することを指す。また、簡易な操作で発注機関がシステム上にアップロードしたデータ（設計図書等）を入札等参加者がシステムを介して閲覧する機能等を有する。

さらに、本業務委託の範囲外ではあるが、将来的な拡張の可能性として、事業者から入札等参加資格申請を受け付け審査するシステムや、成績評定や格付けを行うシステムなど、各種追加機能システムを有する。

上記のとおり、入札等事務の透明性・公平性・競争性を確保しながら、発注機関における入札等事務の業務効率化・簡略化・標準化・電子化に資するとともに、入札等参加者の地理的・時間的制約が解消され入札等参加機会の拡大に資する、包括的なサービス※とする（下図「本業務委託におけるシステム及びサービスの概要図」のとおり）。

なお、本業務委託は、当局契約会計課が実施する一般競争入札等を対象としないことから、本業務委託において導入するシステムと、京都市上下水道局が運用する他の既存業務システム（財務・会計、契約管理等）との連携は想定していない。

※　原則、コアシステムを基盤としながら、付随・補完するシステム（独自に開発・提供するもの）を含む。

▼本業務委託におけるシステム及びサービスの概要図

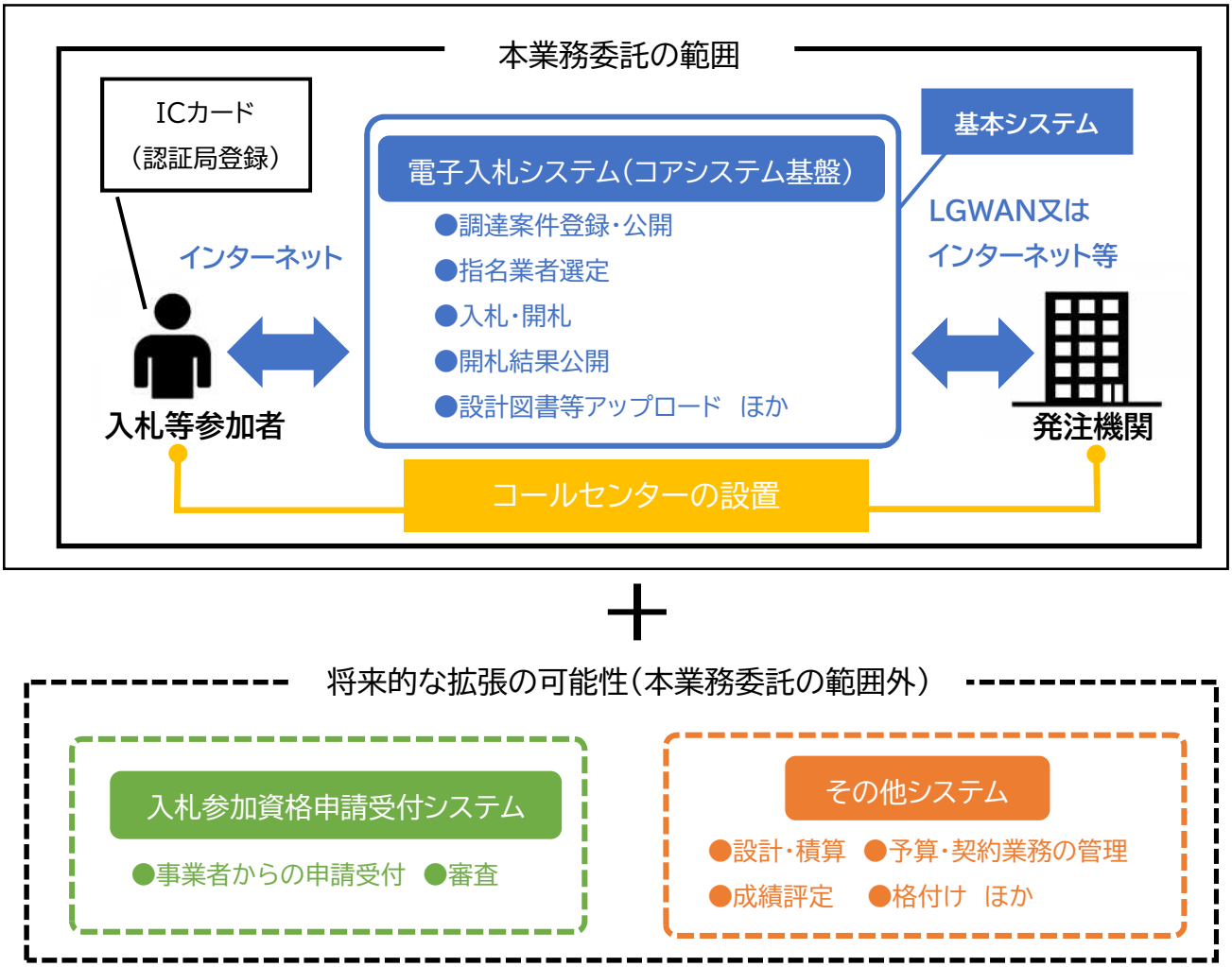

オ　電子入札コアシステムの取扱

・　ＪＡＣＩＣ／ＳＣＯＰＥからの改訂版の提供時には運用上の影響等を考慮の上、電子入札コアシステムのバージョンアップを適切な時期に実施すること。また、バージョンアップ対応に追加費用は発生しないこと。

・　電子入札コアシステムが最新ＯＳと最新ブラウザに対応した場合には、動作検証を行い、本システムでも利用可能とすること。その対応に追加費用は発生しないこと。

⑹　コールセンターの設置

当局（発注者側）及び入札等参加者（受注者側）向けにコールセンターを設置し、問い合わせに対応すること。コールセンターにおいては、システム導入時に当局と協議のうえ、以下の内容に対応すること。

ア　システムの操作

システムの操作をはじめ、システムを利用するためのパソコンの設定等の質問にも対応できること。

イ　業務に関する問合せ

当局の業務（工事の内容等）に関する問合せは、当局が指定する窓口へ誘導すること。

ウ　電子証明に関する問合せ

ＩＣカードや電子証明書等の問合せについては、必要に応じて民間認証局への確認を案内するなど、一般的な内容に対応すること。

⑺　導入支援作業

本業務委託の受託事業者は、システムを導入する期間中に以下の導入支援作業を実施することとする。

ア　オリエンテーション

システムの初期設定から稼働までの作業内容と役割分担を説明すること。

イ　コンサルテーション

システム稼働に向け、各種運用相談、運用基準変更について支援すること。

ウ　マニュアル提供

使いやすさを追求した操作マニュアルを提供すること。マニュアルは、発注者側（当局担当者及び当局管理者）用、受注者側（入札等参加者）用を準備し電子データで提供すること。

エ　システムの初期設定支援

システムに初期設定するマスタデータ作成のための説明を行い、作成までの支援を行うこと。

オ　職員向け操作説明

検証環境を用いて、当局職員向けにシステムの操作説明を２回実施すること（１箇所につき１日、合計２日間を想定)。なお、会場は当局において準備する。

カ　入札等参加者向け説明会支援

当局が主催する入札等参加者向け説明会において、当局の支援を行うこと。説明会は２回（１日のうち午前・午後各１回或いは２日間を想定）実施予定である。なお、会場は当局において準備する。

キ　実証実験

システムの試行運用として実証実験を実施すること。実証実験の実施においては以下の手順によって進めることとする。

作業項目	支援内容
検証環境の提供	実証実験用に整備したサービス環境を提供すること。インターネット接続環境、ＰＣ及びＩＣカード等は、当局が準備する。
計画の策定	当局と協議のうえ、実証実験に関する計画を作成すること。各工程の回数・日程については当局と協議のうえ決定する。
職員向け説明支援	実証実験に係る当局職員に対する説明について支援を行うこと。
入札等参加者向け説明支援	実証実験の実施要領の周知など、当局職員が入札等参加者向けに実施する説明について支援を行うこと。
立会い	開札時には立ち会う等、当局職員への支援を行うこと。
問い合わせ対応	実証実験期間中から当局からの問い合わせに対応すること。(実証実験期間中のコールセンターの対応については、当局と協議を行うこと。)

２　導入するシステムの機能・サービス要件

本業務委託により導入するシステムの機能及び導入後の運用・保守を含むサービスは、原則、以下の要件を満たしていることとする。

１　全体的な情報セキュリティ要件		
１－１　事業者要件		
	公的認証資格	プライバシーマーク又はＩＳＭＳ/ＪＩＳ Ｑ ２７００１を保有していること。
	事業者体制	導入実績を有する技術者を従事させることとし、本業務委託に係るプロジェクトマネージャー（責任者）を設置すること。
		事業者は、当局からの問い合わせに係る一元的な窓口を設置すること。また、当局の開庁時間に合わせたサポート体制を構築すること（目安：平日の９時～１７時）。
		取り扱う情報の目的外利用が禁止されていること。システム導入時に明文化して示すこと。
		情報セキュリティ対策推進の管理体制が整備されていること。システム導入時に体制の考え方や対応方法、受付応答時間等を示すこと。
		当局の情報資産に対して意図しない変更が加えられないための方策や管理体制が整備されていること。
		サービスの提供が事業者の経営状況により中断しないこと。事業者の資本関係・役員等の情報を提示すること。
		契約の履行状況を確認できること。情報セキュリティ対策の履行状況等、当局の要請に応じて必要な情報を提示すること。
		情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合に改善できること。
		ＳＬＡ保証が契約内容に含まれること。
	再委託	受託事業者からの再委託が発生する場合、当局の選定条件で求める条件を再委託事業者にも求められること。必要に応じて再委託事業者の情報セキュリティ対策の確認状況を当局に報告すること。
	事業者環境	必要最小限の従事者のみが執務室や保守環境に入室できる仕組みや設備等を有すること。
１－２　セキュリティ要件		
	通信	取り扱う情報の重要性に応じて、通信経路の暗号化が適切に実施できていること（端末とサーバ間の通信は、ＳＳＬ（ＴＬＳ）を利用、ＩＣカードの使用等）。
１－３　データ要件		
	所有権	データの所有権は当局が保有できること。システム導入時に明

		文化して示すこと。
１－４　データセンター要件		
	建物	気象災害等に耐えられる構造であること（耐震構造または免震構造で震度７以下に耐えうる構造等)。
	非常用電源設備	停電時に電気を配給できる無停電電源装置・自家発電装置が設置されていること。
	設置場所	当局のデータが該当国の準拠法・裁判管轄により、情報開示や差し押さえがされない国でデータセンターが所在していること（日本国内に所在していること等)。
１－５　その他要件		
	情報開示請求	当局が指定する情報を開示できること。
２　導入時の要件		
２－１　セキュリティ要件		
	アクセス制御	不正なアクセスを防止するためにアクセス制御が実施されていること（ＩＣカードの利用、多要素認証等)。
	暗号化	取り扱う情報が暗号化して保存されること。
	設計・設定	設定の誤りを見出すための対策が整備されていること
		取り扱う情報の重要性に応じて、冗長化が構成されていること
		正確に時刻同期がされていること
		構築・開発した環境・プログラムに脆弱性が残存していないこと
３　運用・保守時の要件		
３－１　運用要件		
	提供時間	計画停止を除き、平日（１２月２９日から１月３日を除く）における当局の業務時間（８時３０分～１７時１５分）を含む一定時間、システムのサービスを提供できること。
	計画停止	定期点検など、計画的なサービス停止の手順が定められていること。また、原則、当局の業務時間外に実施すること。
	稼働率	目安として９９％以上の稼働率を維持できること。
	改修方針	プログラムの欠陥に対応すること。欠陥の発見後、当局が指定する連絡先に一報し、当局と協議のうえ速やかに対応を無償で実施すること
		法律改正に対応すること。また、コアシステムのバージョンアップ等に対応すること。
		当局と協議のうえ、当局の要望に対応すること（定期的なシステムユーザーの意見・要望の集約、対応等)。
	障害監視	機器・ネットワーク・サービスの性能・障害を監視でき、異常

	時に連絡できること。
障害復旧	異常発見後速やかに、原因を調査し復旧完了できること。必要に応じて当局に復旧予定時間を報告すること。
バッチ処理	原則、当局の業務時間外で、バッチ処理が完了できること。
同時接続利用者数	当局職員と入札等参加者を含め２０ユーザ程度が同時に利用し、問題なく運用できること。
サービス変更・終了告知	サービス変更については随時、終了については事前に当局に連絡すること。
コールバック時間	問い合わせに即答できなかった場合は、当局に回答期限を示すこと。
問題解決時間	問題が生じた場合は、当局に解決方法と回答期限を示すこと。
コールセンター	当局と入札等参加者の問合せに対応できる体制（コールセンターやヘルプデスク等）を構築すること（対応時間目安：平日の９時～１７時)。
３－２　セキュリティ要件	
ウイルス対策	サーバのウイルス対策を実施できていること（ウイルス対策ソフトの導入、定義ファイルの定期的な更新等)。
セキュリティパッチ適用	ＯＳ、ソフトウェアのセキュリティパッチを速やかに適用できること
ログ管理	アクセスログ・操作ログ・エラーログが取得・保存できること
データ分離	他のシステム利用者に当局のデータが漏えいしないこと。
バックアップ	バックアップデータを取得し、保存できること（目安：３年程度)。
データ復旧	平常時の障害に起因する場合は、速やかに復旧すること。難しい場合は回答期限を当局と協議のうえ示すこと。
データ出力	必要に応じて当局が指定するデータを出力できること。
アクセス制御	不正なアクセスを防止するためにアクセス制御が実施されていること。
暗号化	取り扱う情報が暗号化して保存されること。
通信制御	利用している他のネットワークと分離されていること。
設計・設定	設定の誤りを見出すための対策が構築されていること。
事業継続	本業務委託による導入するシステム・サービスを利用することにより事業継続ができること（バックアップ等を実施すること)。
４　更改・廃棄時の要件	
データ廃棄	当局に関する電子データ・媒体・書類すべてを廃棄できること。また、廃棄終了の旨、当局に報告すること。

[redacted]	アカウント廃棄	利用者アカウントをすべて廃棄できること。また、廃棄終了の旨、当局に報告すること。
		管理者アカウントを削除・返却できること。また、その旨、当局に報告すること。

３　特記事項

本要求仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた場合は、受託事業者と当局が協議して定めるものとする。

参考資料

本業務委託の対象となる業務概要

１　対象となる工事

下水道管路施設に係る以下の工事

工事の種類	件数／年※
取付管新設工事	約８００件
雨水ます新設工事	
上記の修繕を行う緊急工事等	約４００件
合計	約１，２００件

※　件数は令和５年度の実績を基に算出

２　システム運用の対象となる事業者

工事の種類	事業者数※1
取付管新設工事	約１５０者
雨水ます新設工事	
上記の修繕を行う緊急工事等	（上記のうち、約４０者※2）
合計	約１５０者

※１　事業者数は令和５年度末時点の登録数

※２　緊急工事を行う業者約４０者は、約１５０者の内数

３　システム運用の対象となる所属

所属名
下水道部管理課
きた下水道管路管理センター
みなみ下水道管路管理センター